

平成 30 年度
第 3 回高知市食育推進会議

日時：平成 30 年 12 月 17 日（月）18：30～20：30

場所：総合あんしんセンター 3 階 中会議室

【目 次】

高知市食育推進会議条例	1
高知市食育推進会議委員名簿	2
高知市食育推進委員会（庁内体制）	3
高知市市民意見提出（パブリックコメント）制度について	4

【別 冊】

第 3 次高知市食育推進計画（素案）

高知市食育推進会議条例をここに公布する。

平成30年1月1日

高知市長 岡崎 誠也

高知市条例第4号

高知市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、高知市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、協議及び必要な調整を行う。

- (1) 法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）の作成に関する事項
- (2) 食育推進計画の実施の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食育の推進のために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 生産者又は事業者（法人その他の団体にあつては、その役職員等）
- (2) 医療又は保健団体関係者
- (3) 教育又は児童福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 食育に関する施策の対象となる市民団体の役職員等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱した日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 推進会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開催される推進会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

高知市食育推進会議 委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	所属・職名
生産者 事業者	ながの けん 永野 憲	高知市農業協同組合 課長
	ながの ひろまさ 永野 浩正	株式会社 サンシャインチェーン本部 店舗運営部長
	なかごし きよし 中越 貴宣	高知商工会議所青年部 会長
医療・保健 関係者	えぶち よしのり 江渕 喜徳	高知市医師会 副会長
	たかはし ゆたか 高橋 豊	高知市歯科医師会 副会長
	もりた ようこ 森田 陽子	高知県栄養士会 会長
教育 児童福祉 関係者	なかやま ひろし 中山 裕司	高知市民営保育所協議会園長会 会長 (あおい保育園長)
	たかいし ちえ 高石 智恵	高知市立小中義務教育特別支援学校長会 (秦小学校長)
	たべ かえ 田部 佳枝	高知市社会福祉協議会 主幹
学識経験者	わたなべ けいこ 渡邊 慶子	高知学園短期大学 生活科学学科 教授
市民団体等	まえだ しゅういち 前田 修一	高知市小中学校PTA連合会 会長
	はまうず さちこ 濱渦 祥子	高知市食生活改善推進協議会 会長
	にしもり みえ 西森 美恵	食と健康を学ぶ会 理事
	みたに ひでこ 三谷 英子	RKC調理製菓専門学校 校長

以上 14 名

高知市食育推進委員会(庁内体制)

こども未来部	母子保健課
	保育幼稚園課
教育委員会	教育環境支援課
	生涯学習課
市民協働部	地域コミュニティ推進課
農林水産部	農林水産課
商工観光部	観光振興課
	産業政策課
環境部	環境政策課
健康福祉部	高齢者支援課
	生活食品課
	健康増進課

高知市市民意見提出（パブリックコメント）制度について

高知市の基本的な政策の策定にあたって、事前に内容を公表し、市民の意見・提言等を広く聞き、それを考慮して意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する制度。

◆公開期間：平成31年1月15日（火）～2月5日（火）

◆公開場所：健康増進課（総合あんしんセンター1階）
情報公開・市民相談センター（本町仮庁舎1階）
各地域の窓口センター
各ふれあいセンター
市のホームページ

◆意見の書式：書式の定めはなし
住所・氏名・電話番号を明記のうえ、日本語の文章で

◆提出方法：郵送・ファクス・電子メール・直接のいずれかで
口頭および電話は不可

◆受付期間：平成31年1月15日（火）～2月5日（火）（必着）

◆提出先：〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-45 健康増進課
☎ 088-803-8005 / ファクス 088-823-8020
電子メール kc-140400@city.kochi.lg.jp

◆備考：ご意見等は取りまとめの上、市のホームページで公表する（氏名等は公表しない）。また、ご意見に対する市の考え方や、修正を行った場合はその修正内容もお知らせする。ただし、個々のご意見には直接回答はしない。